



# 新型コロナウイルス 感染拡大防止に向けて

## 新型コロナウイルス感染症の予防接種

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンは、国内外で開発が進められています。今後、有効で安全なワクチンが開発され、確保できた際は、新型コロナウイルス感染症のまん延予防のため、国や北海道及び市町

村が協力し合って、予防接種を実施します。

今後、内容が追加・変更になる可能性がありますが、現時点（1月18日現在）の情報をお知らせします。

### 実施時期

国では、安全で有効なワクチンが承認され、供給できるようになった際には、医療従事者等への最初の接種が2月下旬から始められるよう準備を進めています。

### 接種場所

原則、住民票のある市町村で接種を受けていただきます。ただし、長期入院や入所している等の場合には、住民票のある市町村以外でワクチン接種を受けることが認められます。

### 接種の方法等

接種場所や接種順位等は、町から随時お知らせします。接種の対象者には、町から個別に接種の案内と接種券を郵送する予定です。

医療従事者等の方は、郵送される接種券は使用しません。勤務先を通じてお知らせする予定です。

### 接種の回数と費用

国では2回接種を予定しています。全額公費負担のため、無料で接種を受けられます。

### 接種順位

国は、全国民分のワクチンの確保を目指しています。ワクチンは、徐々に供給が行われることとなりますので、接種の目的と照らして以下の順位で接種を予定しています。

なお、妊婦を優先するか、子どもが接種の対象となるかは、安全性や有効性の情報などを見ながら検討されます。

### 接種の順位

#### ①医療従事者等

新型コロナウイルス感染症患者に直接医療を提供する施設の医療従事者等（患者の搬送に携わる救急隊員等及び患者と接する保健所職員等を含む）

#### ②高齢者

令和3年度中に65歳に達する、昭和32年4月1日以前に生まれた方

#### ③高齢者以外の基礎疾患を有する方

#### ④高齢者施設等で従事されている方

#### ⑤その他の方

予防接種を受けられる時期や対象者など、  
詳細が決まり次第、別途お知らせします。

# 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の令和2年度の収入が一定程度減少した世帯は、申請により保険税・保険料の減免を受けることができます。申請を希望される方は、電話等で相談ください。

## 対象期間

令和2年2月から令和3年3月まで

## 対象者

主たる生計維持者及び同一世帯に属する被保険者

## 申請期限

令和3年3月31日まで（必着）

## ■問合せ

国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料

住民課国保・後期高齢者医療係（☎23 - 2467）

介護保険料

介護課介護保険係（ゆとろ内☎23 - 3029）

## ケース1

**条件** 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合

**減免額** 生計維持者及び同一世帯被保険者の全額減免

## ケース2

**条件** 以下の全ての条件を満たす場合

①主たる生計維持者の事業収入等が令和元年の収入に対して30%以上減少

②主たる生計維持者の令和元年中の事業収入等以外の所得が400万円以下の世帯

③主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額が1,000万円以下の世帯

※③の条件は国民健康保険税と後期高齢者医療保険料にのみ適用

**減免額** 生計維持者及び同一世帯被保険者の全額または一部を減免

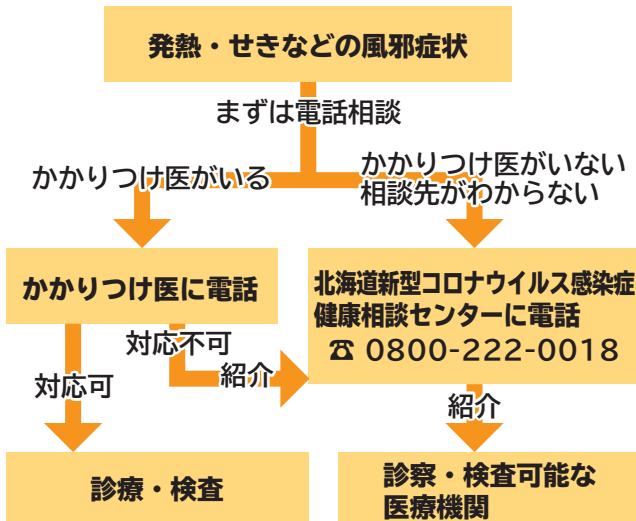
ただし、事業所の廃止や失業の場合は前年の所得に関係なく減免割合は100%

※国民健康保険税の非自発的失業軽減制度に該当する場合は減免より優先して適用

## 発熱があったらまずは電話で相談を

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの症状の判別は非常に難しいです。今は、発熱・せきなどの風邪症状があった場合には、新型コロナウイルスの感染を疑い、適切に対応することが、感染拡大を防ぎ通常の診療体制を守るにつながります。

### とうべつ版 電話による相談・診療・検査の流れ



医療機関では高齢者や小児の他、様々な疾患を持っている方が同じ待合室で過ごすことになります。風邪症状がある時は、今は新型コロナウイルスに感染している可能性があります。他の患者への感染を防ぐこと、また、医師や看護師等医療従事者を感染から守るため、医療機関に相談する場合には、まずは電話でご相談ください。

**受診の際には必ずマスクを着用しましょう。**

### 少なくとも、以下のいずれかに該当する場合にはすぐに相談ください

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方<sup>\*</sup>で、発熱やせきなど比較的軽い風邪症状がある場合  
※ 高齢者や糖尿病、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析をしている方
- 上記以外の方で、発熱やせきなど比較的軽い風邪症状が続く場合  
症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差があります。強い症状と思う場合はすぐに相談ください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。
- 妊婦の方も重症化しやすい方と同様に、早めにご相談ください。
- 小児については、小児科医による診察が望ましいため、かかりつけ小児科医院にご相談ください。かかりつけ医が決まっていない・わからない場合は、下記の「北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター」へご相談ください。

**北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター**  
☎0800-222-0018 通話料無料 24時間対応

■問合せ 保健福祉課健康推進係  
（ゆとろ内 ☎23 - 4044）